

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月11日

【四半期会計期間】 第63期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 東京貴宝株式会社

【英訳名】 Tokyo Kiho Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 政 木 喜 仁

【本店の所在の場所】 東京都台東区東上野1丁目26番2号

【電話番号】 03(3834)6261(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 染 未良生

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区東上野1丁目26番2号

【電話番号】 03(3834)6261(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 染 未良生

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第1四半期 累計期間	第63期 第1四半期 累計期間	第62期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	503,594	816,419	3,259,774
経常利益又は経常損失() (千円)	33,748	43,388	109,478
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	57,617	31,300	117,267
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	636,606	636,606	636,606
発行済株式総数 (株)	447,856	447,856	447,856
純資産額 (千円)	3,219,632	3,178,348	3,147,610
総資産額 (千円)	6,876,172	6,806,507	6,667,845
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	137.15	74.51	279.13
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			40
自己資本比率 (%)	46.8	46.7	47.2

- (注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第62期第1四半期累計期間及び第62期について新たな表示方法により組替えを行っておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する関連会社がないため記載しておりません。
- 3 第62期第1四半期累計期間及び第62期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第63期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、欧米を中心とした新型コロナウイルスのワクチン接種の進行にともなった海外経済の回復を背景に、持ち直しの傾向がみられるものの、我が国においては三度目の緊急事態宣言が発令されるなど不透明な状況が続いております。

宝飾業界においても、この緊急事態宣言にともなって個人消費を下押ししているものとみられ、前期に比較すると回復基調にあるとはいえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響はまだ残っており、厳しい経営環境であることに変わりはありません。

このような状況にあって、当社においても緊急事態宣言中に催事の中止が相継ぐなどの影響があり、集客にも大きな影響を受けました。前期においては2か月近い休業状態により売上は大きく落ち込みましたが、当期においてはその影響は限定的なものに留まり、経費削減効果もあって利益面においては前年同期を大きく上回る結果となりました。

その結果、当第1四半期累計期間の売上高816百万円（前年同期比 ）、営業利益44百万円（前年同期は32百万円の営業損失）、経常利益43百万円（前年同期は33百万円の経常損失）、四半期純利益31百万円（前年同期は57百万円の四半期純損失）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、代理人取引と判断される一部の取引について、その売上高の計上額を取引総額から純額へ変更しております。この結果、当第1四半期累計期間の売上高は82百万円減少しております。また、前第1四半期累計期間について新たな表示方法により組替えを行っていないため、前年同期比（%）を記載していません。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

宝飾事業

宝飾事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた前年同期と比べ、比較的順調に推移いたしました。当期においても緊急事態宣言発出による催事の中止等はありませんでしたが、その影響は限定的なものに留まりました。その結果、売上高777百万円（前年同期比 ）、営業利益61百万円（前年同期は18百万円の営業損失）となりました。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部テナントに入金遅延が発生し、個別の貸倒引当金を計上いたしました。この結果、売上高39百万円（前年同期比0.7%減）、営業利益10百万円（前年同期比34.2%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末と比べ138百万円増の6,806百万円となりました。主な変動は、無形固定資産の増加86百万円、商品の増加41百万円、受取手形及び売掛金の減少40百万円等であります。

当第1四半期会計期間末の負債は、前事業年度末と比べ107百万円増の3,628百万円となりました。主な変動は、支払手形及び買掛金の増加106百万円等であります。

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末と比べ30百万円増の3,178百万円となりました。主な変動は、利益剰余金の増加31百万円等であります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社を取り巻くジュエリー業界の経営環境は、生活防衛意識の高まりからジュエリーに対する消費マインドが長きにわたって低迷しており、企業間の競争も激化しております。

そのような経営環境のもと、当社は、売れ筋商品の品揃えの充実、利益率の向上、自社主催催事の強化、有利子負債の圧縮、新規得意先の開拓等により収益力の向上に取り組んで参ります。また、コストや数量を厳正に見直した仕入、販売経費の効率的な使い方、人材の適正配置、各種経費の圧縮等、聖域を設けず全般的な見直しを行って参ります。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営環境の激変に対しては、すべての役職員の健康に最大限の配慮をしつつ、出来る限りの感染対策を行って催事販売を中心とした営業活動を行って参ります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金需要は、大きく分けて運転資金・設備投資資金となっており、営業活動から獲得する自己資金及び金融機関からの借入による調達を基本としております。

また、資金調達の安定性と機動性を確保するとともに、金融市場の急激な環境変化にも対応できる流動性の確保を図るため取引3金融機関とコミットメント契約、取引1金融機関と当座貸越契約を締結しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,311,000
計	1,311,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	447,856	447,856	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であり ます。
計	447,856	447,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日		447,856		636,606		504,033

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 27,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 419,100	4,191	
単元未満株式	普通株式 1,056		
発行済株式総数	447,856		
総株主の議決権		4,191	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が800株(議決権8個)含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の単元未満自己株式45株が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京貴宝株式会社	東京都台東区東上野 1丁目26-2	27,700		27,700	6.19
計		27,700		27,700	6.19

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、永和監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	724,360	754,610
受取手形及び売掛金	947,998	907,502
商品	2,815,533	2,857,445
その他	61,437	72,558
貸倒引当金	14,466	22,883
流動資産合計	4,534,863	4,569,234
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,448,072	1,448,072
その他	521,705	511,121
有形固定資産合計	1,969,777	1,959,193
無形固定資産	10,203	97,202
投資その他の資産		
その他	165,292	193,002
貸倒引当金	12,291	12,124
投資その他の資産合計	153,001	180,877
固定資産合計	2,132,982	2,237,273
資産合計	6,667,845	6,806,507
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	182,630	289,380
短期借入金	2,026,284	2,024,118
未払法人税等	1,779	9,440
その他	179,493	169,422
流動負債合計	2,390,187	2,492,360
固定負債		
社債	126,000	126,000
長期借入金	891,609	898,159
退職給付引当金	65,582	64,761
その他	46,855	46,877
固定負債合計	1,130,047	1,135,797
負債合計	3,520,234	3,628,158

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	636,606	636,606
資本剰余金	504,033	504,033
利益剰余金	2,085,401	2,116,702
自己株式	84,741	84,741
株主資本合計	3,141,299	3,172,600
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,310	5,748
評価・換算差額等合計	6,310	5,748
純資産合計	3,147,610	3,178,348
負債純資産合計	6,667,845	6,806,507

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	503,594	816,419
売上原価	346,396	524,710
売上総利益	157,198	291,708
返品調整引当金戻入額	1,704	-
返品調整引当金繰入額	-	-
差引売上総利益	158,902	291,708
販売費及び一般管理費		
販売促進費	25,526	36,385
旅費及び交通費	21,190	29,428
役員報酬	13,800	12,300
従業員給料	56,549	82,912
法定福利費	19,605	19,505
退職給付費用	3,330	3,493
貸倒引当金繰入額	492	8,250
その他	51,681	54,934
販売費及び一般管理費合計	191,191	247,211
営業利益又は営業損失()	32,288	44,497
営業外収益		
受取利息	269	368
受取配当金	3,812	3,963
その他	1,390	972
営業外収益合計	5,471	5,303
営業外費用		
支払利息	5,598	4,734
その他	1,332	1,678
営業外費用合計	6,931	6,412
経常利益又は経常損失()	33,748	43,388
特別利益		
雇用調整助成金	1 25,830	1 11,979
特別利益合計	25,830	11,979
特別損失		
休業手当	2 48,754	2 16,786
特別損失合計	48,754	16,786
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	56,672	38,582
法人税等	945	7,281
四半期純利益又は四半期純損失()	57,617	31,300

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は82,383千円減少し、売上原価も同額減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
税金費用の計算	<p>当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

(追加情報)

(会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した、新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を含む仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

1 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置によるものであります。

2 休業手当

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を受け、輪番制による全社員対象の臨時休業及び営業時間短縮による休業措置を実施いたしました。これに伴って新型コロナウイルス感染拡大防止による休業手当を特別損失に計上いたしました。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	11,272千円	11,600千円
のれんの償却額	千円	2,142千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	16,804	40	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期 損益計算書 計上額
	宝飾事業	不動産賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	463,989	39,605	503,594		503,594
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	463,989	39,605	503,594		503,594
セグメント利益又はセグメント 損失()	18,329	15,377	2,952	29,336	32,288

(注) セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は全社費用であり、主にセグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期 損益計算書 計上額
	宝飾事業	不動産賃貸事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	777,100	39,318	816,419		816,419
その他の収益					
外部顧客への売上高	777,100	39,318	816,419		816,419
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	777,100	39,318	816,419		816,419
セグメント利益	61,397	10,124	71,521	27,024	44,497

(注) セグメント利益の調整額は全社費用であり、主にセグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更等に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期累計期間の「宝飾事業」の売上高が82,383千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益及び 1株当たり四半期純損失()	137円15銭	74円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益及び 四半期純損失() (千円)	57,617	31,300
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益及び 四半期純損失() (千円)	57,617	31,300
普通株式の期中平均株式数 (株)	420,111	420,111

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月10日

東京貴宝株式会社
取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津 村 玲

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 弘 章

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京貴宝株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東京貴宝株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。